

○ 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（報告書の様式等） 第四十七条 「略」</p> <p>2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔3～6 略〕</p>	<p>（報告書の様式等） 第四十七条 「同上」</p> <p>2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔3～6 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	